

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営理念のもと、株主をはじめ、当社をとりまくすべてのステークホルダーからの信用を得ながら、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指しております。

以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーと、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務】

中長期的な業績と連動する報酬及び自社株報酬の導入、並びに導入後の基本報酬と業績連動報酬の割合及び現金報酬と自社株報酬の割合については検討課題としております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在は社外取締役等が取締役会全体について分析及び評価しております。取締役会の更なる機能向上を図るべく、取締役会全体の実効性の分析・評価について、手法も含めて検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、持続的な企業価値向上、取引関係の維持・強化及び安定した企業経営を目的として、取引先の株式を保有する場合があります。保有している株式のうち主要なものについてはリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済的合理性や将来の見通しを検証し、定期的に取締役会に報告しております。また、政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上等の観点からその行使についての判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社「取締役会規程」により、取締役の競業行為及び利益相反取引の承認は、取締役会の決議を得ることを定めております。取引先が主要株主の場合も、同様の考え方としております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 経営理念、経営戦略及び中期経営計画を「当社ホームページ」、「有価証券報告書」、「決算説明会資料」などにて開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本方針を「当社ホームページ」、「コーポレートガバナンスに関する報告書」にて開示しております。
- (3) 当社の役員報酬は、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬で構成されております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役には、基本報酬のみの支給としております。手続きとしては、役員報酬等の総額を株主総会で決議し、個々の報酬額については取締役会が代表取締役に一任し、決定しております。
- (4) 取締役候補者、監査役候補者の指名及び執行役員の選任にあたっては、それぞれの人格及び識見などを十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名・選任する方針としております。社外取締役及び社外監査役については、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しており、「株主総会招集通知」及び「有価証券報告書」にて開示しております。取締役及び監査役候補者の選出は取締役会決議、取締役及び監査役の選任は株主総会決議事項としております。
- (5) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、個々の選任理由を「株主総会招集通知」にて開示しております。取締役及び監査役の指名・選任については、「株主総会招集通知」にて個人別の経歴を開示しております。第43期定時株主総会より選任理由についても、「株主総会招集通知」にて開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程で定めており、株主総会、経営一般、株式、組織・人事、取締役、業務執行などに関する重要事項、その他会社法などの法令に定める事項及びこれに準ずる重要事項について、取締役会の決議をもって決定することとしております。一方、経営における責任体制を明確化し、権限の委譲による意思決定の迅速化を図ることを目指し、業務執行と経営監視機能の分離という観点から、2003年4月1日より執行役員制度を導入し、現在は取締役でない執行役員が1名おります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、社外取締役2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役は、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は助言といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。独自の独立性判断基準の策定については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独自に策定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

変化の激しい事業環境やグローバル化の進む中、知識・経験・専門性のバランス、多様性、グローバルな視点などを重視し、取締役候補を選任しています。現在、社外取締役を含め7名の取締役が就任しており、それぞれが専門性を発揮し、且つお互い意見交換しながら迅速な意思決定を行うことが可能な規模を維持してまいります。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書などを通じ、毎年開示を行っております。業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在は社外取締役などが取締役会全体について分析及び評価しております。取締役会の更なる機能向上を図るべく、取締役会全体の実効性の分析・評価について、手法も含めて検討しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役及び監査役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、取締役、監査役及び執行役員全員を対象とした研修会を年1回以上実施しております。また、社外取締役及び社外監査役に対し、就任時に会社概要などに関する説明や工場見学を実施するほか、各取締役及び監査役が個別に必要なトレーニング機会の提供、斡旋及び費用負担を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1) 当社では代表取締役が株主との対話全般について統括しております。
- (2) IRは代表取締役直轄の経営企画室が担当しており、株主からの対話を合理的かつ円滑に行うために関連部門と連携をとっております。
- (3) アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会、第2四半期決算説明会のほか、機関投資家への個別訪問を行い、スモールミーティングを開催しております。また、電話取材にも随時対応しております。証券会社やコンサルティング会社主催の個人向け会社説明会にも少なくとも年に一度参加しております。
- (4) 株主との対話において把握されたご意見などは取締役会において適切にフィードバックされております。
- (5) インサイダー情報については、ディスクロージャーポリシーに則り適切に管理しております。

(ディスクロージャーポリシー: <http://ir.ype.co.jp/ja/governance/disclosurepolicy.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ユーシンインダストリー	5,996,189	33.65
野村信託銀行株式会社(信託口3071019)	774,950	4.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620021158)	774,900	4.35
京都中央信用金庫	544,487	3.06
小谷 真由美	531,101	2.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	455,900	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	455,800	2.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	424,993	2.39
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	418,900	2.35
RBC I S T 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	383,960	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西口 泰夫	他の会社の出身者													
松久 寛	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西口 泰夫		西口泰夫氏は過去に当社の取引先である京セラ株式会社にて代表取締役社長として勤務していましたが、取引高は僅少であり独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	西口泰夫氏は京セラ株式会社の代表取締役社長・代表取締役会長などを歴任し、要職を通じて培った経営全般に亘る知識と経験をもとに、独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任いたしました。 また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社の独立役員といたしました。

松久 寛	松久寛氏と当社の間で、過去に研究開発に関する指導契約を締結していましたが、取引高は僅少であり独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	松久寛氏は京都大学の工学に関する学識経験者としての専門的な知見をもとに、独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任いたしました。 また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社の独立役員といたしました。
------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携については、会計監査人の監査計画について説明を受けるとともに、四半期末におけるレビューならびに期末監査における監査の実施状況の報告を受けております。

内部監査室の監査結果については、監査役も内部監査結果報告書を開覧し、必要に応じて意見交換を行っております。

また、常勤監査役は任意に内部監査の場に立会い、内部監査室による社長報告会に出席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
折田 泰宏	弁護士													
鎌倉 寛保	公認会計士													
森本 教稔	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
折田 泰宏		折田泰宏氏は弁護士でけやき法律事務所 の所長であります。過去に当社がけや き法律事務所との間で法律顧問契約を締 結していましたが、取引高は僅少であり 独立性に影響を及ぼすような重要性はあ りません。	折田泰宏氏は法律に関する専門的な知見を 当社の監査業務に活かしていただくことよ り、監査機能の強化が期待されるため、社外監 査役として選任いたしました。 また、当社が定める社外役員の独立性基準を 満たしており、一般株主と利益相反が生じるお それがないため、当社の独立役員といたしまし た。
鎌倉 寛保		鎌倉寛保氏は公認会計士であり、過去に 当社の会計監査人である有限責任監査 法人トーマツに勤務していましたが、取 引高は僅少であり独立性に影響を及ぼす ような重要性はありません。	鎌倉寛保氏は公認会計士としての財務及び会 計に関する専門的な知見を当社の監査業務に 活かしていただくことにより、監査機能の強化 が期待されるため、社外監査役候補者として選 任いたしました。 また、当社が定める社外役員の独立性基準を 満たしており、一般株主と利益相反が生じるお それがないため、当社の独立役員といたしまし た。
森本 教稔		森本教稔氏と当社の間で、基幹システ ムに関するコンサルティング契約を締結し ていましたが、取引高は僅少であり独立 性に影響を及ぼすような重要性はありま せん。	森本教稔氏は企業のIT・システム戦略に関す る専門的な知見を当社の監査業務に活かして いただくことにより、監査機能の強化が期待さ れるため、社外監査役候補者として選任いたし ました。 また、当社が定める社外役員の独立性基準を 満たしており、一般株主と利益相反が生じるお それがないため、当社の独立役員といたしまし た。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

各取締役の成果と会社業績を考慮して役員賞与の決定と役員報酬の改訂をしております。
中長期的な業績と連動する報酬及び自社株報酬の導入、並びに導入後の基本報酬と業績連動報酬の割合及び現金報酬と自社株報酬の割合
については検討課題としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期において、取締役6名に対して支払った報酬は158,940千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報伝達については、毎月開催される取締役会に提出される報告書類(月次決算報告書、各取締役からの業務報告ならびに各幹部社員からの報告書)により必要の都度情報を得られる体制としております。

また、社外監査役へは、常勤監査役を通じて社内の重要会議の内容伝達を実施しております。

なお、社外取締役及び社外監査役を補佐する専任担当者はおりませんが、要求があり次第任命する予定であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 当社の取締役会は取締役7名(うち、社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行方針を決定し、取締役の職務の執行状況を監督しております。取締役会は毎月1回開催され、重要事項は全て付議されており、業績の進捗についても討議し、対策等を検討しております。

社外取締役は、取締役会において、社外の独立した視点からの意見と大所高所からの有用な助言を通じ、経営全般に対して管理監督を行うとともに、監査役及び内部統制部門を管掌する取締役等との意見交換等を行っております。

(2) 定例の取締役会のほかに、役員ミーティングを毎週1回開催しております。このため、会社の状況にかかる全ての重要事項については全ての役員が情報共有しており、経営の重要事項に対して十分な議論を尽くし、かつ、迅速な意思決定を下すことができる体制となっております。

(3) 当社の監査役会は4名(うち、社外監査役3名)で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。定例取締役会には全員が、役員ミーティングや幹部会議等の重要な社内会議には常勤監査役が出席して会社の状況にかかる重要事項について情報共有しておりますので、取締役の業務執行につき密度の高い監査ができる体制となっております。

(4) 業務執行と経営監視機能の分離という観点から、平成15年4月1日より執行役員制度を導入しており、現在は取締役でない執行役員1名がおります。

(5) 内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室が担当しており、期首に策定した内部監査計画に基づき、当社の本社及び国内の全営業拠点を1年で2回、海外駐在員事務所と海外現地法人を1年で1回巡回して業務全般にわたる監査を実施し、監査結果は直接社長に内部監査結果報告書をもって報告されております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、遅滞なく改善状況を報告させて内部監査の実効性を担保しております。

(6) 監査役監査につきましては、定例取締役会には全員、役員ミーティング等の重要な社内会議には常勤監査役が出席して、法令及び定款違反、株主及び会社の利益を害するおそれのある事実の有無について重点的に監査を実施しております。

(7) 会計監査につきましては、会計監査業務を執行した公認会計士は、山田 美樹氏及び高崎 充弘氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し監査業務に係る補助者は、公認会計士9名及びその他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

高度な専門知識と豊富な経験を有する取締役により構成される取締役会が当社の業務執行方針を決定することにより、全ての業務執行が適性かつ円滑に行われる体制となっております。当社は単一事業であり、現状の事業規模を勘案すると、少人数の取締役による迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能な現行体制に合理性があると考えております。

これに加え、豊富な専門的知見を有した社外監査役を含む監査役会の厳正な監査が行われることで経営への監視が行き届く体制となっております。

以上の現行体制により、当社のコーポレートガバナンスに関する体制は十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社英文ホームページにて、招集通知を英文にて提供しております。
その他	招集通知については、株主へ発送するとともに、当社ホームページに掲載しております。 株主総会では招集通知添付書類の説明と併せて、ビデオプロジェクターを使った説明を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針、情報開示の方法、沈黙期間、第三者への情報開示と第三者による業績予想、IR情報サイトにおける投資家情報の位置付けを定めてウェブサイト上で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社やコンサルティング会社主催の個人向け会社説明会に少なくとも年に一度参画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第2四半期決算説明会を開催するほか、機関投資家への個別訪問を行い、スモールミーティングを開催しております。また、電話取材にも随時対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、英国などを中心に個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料(日本語、英語)、第2四半期決算説明会資料(日本語、英語)、株主通信(日本語)及びアニュアルレポート(英語)などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役直轄の経営企画室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の活動として実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令遵守等に関する啓蒙、研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図ることと、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規程」を制定しています。
- 2、当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び社内規程（「文書取扱規程」「内部情報管理規程」「情報システム管理規程」等）により、情報の保存、管理を実行する体制としています。
- 3、当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
現状考えられる損失の危険については、その重要度により委員会を設置し対応、協議する体制としています。
また今後において当社に損失を与える事象が発生した場合は、直ちに担当役員が取締役及び監査役に報告し、役員全員で協議対応する体制としています。
- 4、当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
以下により取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。
(1) 取締役会にて重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督をしています。
(2) 役員ミーティングにて取締役、執行役員、監査役との間で情報を共有しています。
(3) 幹部会議、YSM経営会議にて経営に関する重要事項の通達、状況把握、業務指導を実施しています。
(4) 子会社会議の場で当社及び子会社に関連する情報を共有するとともに重要な事項については審議決定を行っています。
- 5、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
内部監査室による内部統制システムの整備を推進するとともに、子会社については「子会社管理規程」により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関する子会社から当社への定期的な報告を義務付けております。
また重要事項については取締役会等で協議し、課題の解決を図っております。
- 6、監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会のほか、経営会議等の必要とされる重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役、使用人及び子会社の取締役にその説明を受けるものとしています。
- 7、当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役がその職務を補助すべき使用人については必要に応じて監査役スタッフを置くことができます。また監査役スタッフへの指揮命令権は監査役に属するものとします。
- 8、監査役会または監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は監査役会または監査役等へ報告を行った役員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨周知徹底しております。
また「内部通報規程」により当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記しています。
- 9、当社の監査役がその職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対して毅然とした態度で臨むとともに、これら反社会勢力には警察等の関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行い、上記方針を社員に徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示の体制 >

1. 情報開示の基本方針

当社は、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに対して、積極的かつ公平な情報開示を行う体制を構築し、運用するよう努めております。

2. 情報開示の方針及び社内体制

当社は、下記の方針及び社内体制により情報開示を行っております。

(1) 公表すべき会社情報

金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要求される情報(決定事実、発生事実及び決算情報)以外の情報で、投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられる情報

(2) 開示手続き

決定事実及び発生事実に関する手続き

決定事実及び発生事実については、経理部または総務部等が開示に必要な資料を作成し、取締役会承認等社内の手続きを得た後に情報取扱責任者または開示担当部署責任者により、情報の開示を行います。

決算に関する手続き

決算情報については、経理部が開示に必要な資料を作成し、取締役会承認等社内の手続きを得た後に、経営管理部責任者により、情報の開示を行います。

(3) 開示方法

東京証券取引所の会社情報適時開示システムTDnetへの登録及び当社ホームページ等により開示を行っております。

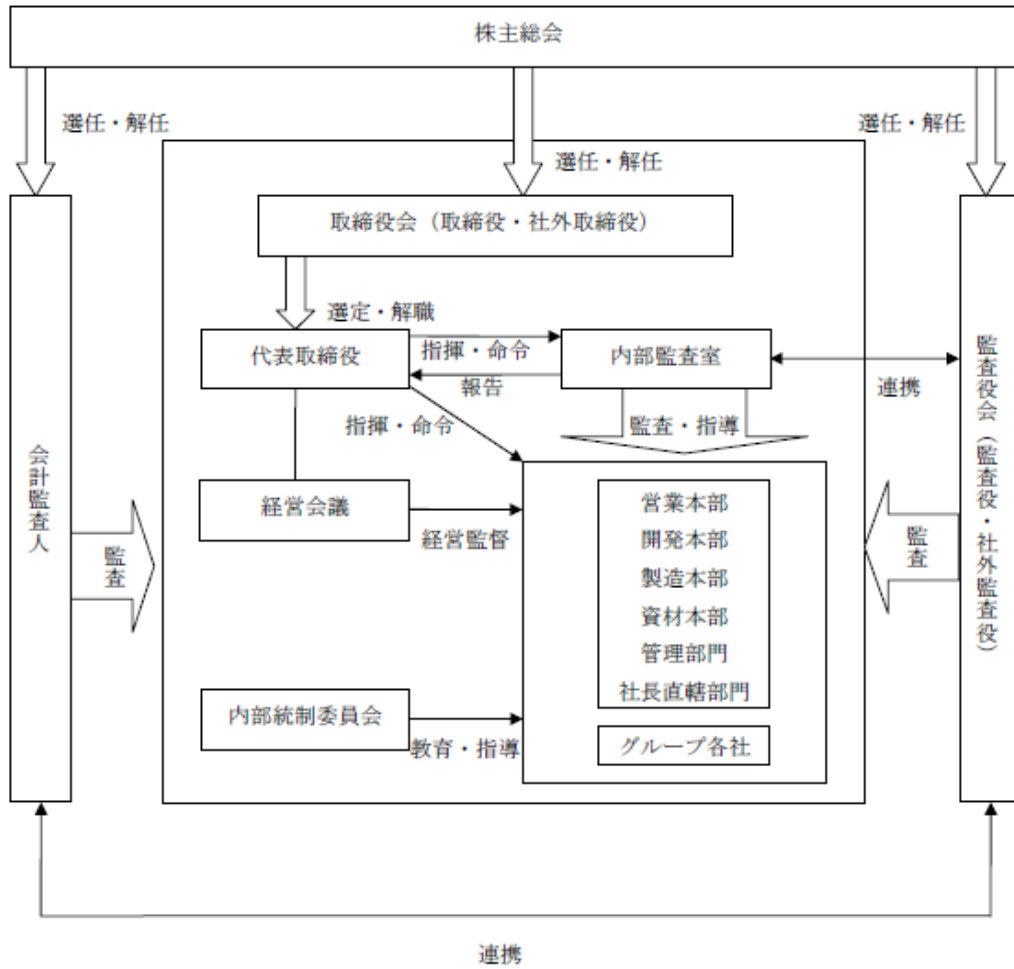
(4) 開示後の問い合わせ

情報取扱責任者または開示担当部署責任者が対応しております。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役監査、内部監査及び外部監査を定期的を実施することにより、情報開示内容及び情報開示手続き等の適正性の確保に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図



適時開示体制の概要（模式図）
<決定事実、発生事実及び決算情報>

